

一般競争入札

平成31年1月18日付け

「富岡町大玉仮設診療所」撤去業務委託 一式

入札説明書

福島県保健福祉部地域医療課

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び本件「富岡町大玉仮設診療所」撤去業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀雅雄

2 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 「富岡町大玉仮設診療所」撤去業務委託 一式
- (2) 業務の仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 平成 31 年 2 月 5 日から平成 31 年 3 月 29 日まで

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加をする者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に該当しない者であること。
- (5) 法人税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) とび・土工工事業若しくは解体工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。
- (7) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式 1。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記 5 の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認の申請をすること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

ア 納税証明書{未納の税額のないことの証明(法人税、消費税、地方消費税)その3の3}

所管の税務署において、提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。

イ 納税証明書(一般)

福島県税が課税されている場合、地方振興局において提出日から3ヵ月以内に発行されたもの。

県税納税証明書(「県税に未納がないこと」の証明書)の申請には、1通につき400円の福島県収入証紙が必要となります。

ウ 業務履行実績調書(様式任意)

本公告に示した仕様と同等の業務に関する過去5年間の実績を証明するもの(契約書の写し又は発注機関が発行した実績証明等、発注機関・業務内容・業務期間・契約金額等が明示されているもの。民間・官公庁いずれに対する実績かは問わない。)

エ とび・土工工事業若しくは解体工事業に係る建設業許可通知の写し又は許可証明書

(2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しない。

5 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

機 関 名 福島県保健福祉部地域医療課

電話番号 024-521-7915

F A X 024-521-7926

(2) 資格確認申請書の提出期間及び提出場所

平成31年1月18日(金)から平成31年1月24日(木)の午前8時30分から午後5時15分まで(※土曜、日曜及び祝日を除く)

福島県保健福祉部地域医療課

なお、郵便による申請をする場合は、書留郵便により行うものとし、平成31年1月24日(木)午後5時15分までに必着のこと。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

日 時 平成31年2月1日(金)午後4時30分

場 所 福島県自治会館5階502会議室(福島市中町8番2号)

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書(様式3)及び見積内訳書(様式4)に必要とする事項を記載し、上記5の(3)に示す提出日時及び場所へ持参すること。

(2) 郵便による入札は認めない。

(3) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)の写し

イ 委任状(様式5) 代理人が出席し、入札する場合

ウ 入札保証金納付免除関係書類(様式6) (保証保険による免除申請者等)

(4) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。

ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、5 の(3)に掲げる日時までに入札金額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第 169 条第 1 項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 財務規則第 249 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の免除を希望する者は、5 の(2)に掲げる期日までに、以下の書類を 5 の(1)に示す場所に提出すること。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者はこの限りでない。

入札保証金納付免除申請書（様式 6）

(4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第 251 条及び第 253 条による。

8 入札方法及び開札等

(1) 開札は、上記 5 の(3)で指定する日時及び場所で行う。

(2) 開札に先立ち、入札者は上記 6 の(3)で指定する書類確認を受けるものとする。

なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札心得

(1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式7）により平成31年1月24日（木）までに福島県知事に説明を求めることができる。

福島県知事は、同じく一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式7）により速やかに回答するが、その内容が他の入札参加希望者も知る必要があると判断した場合には、福島県地域医療課のホームページに掲載して他の入札参加希望者にも周知する。

(2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

(3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。

(4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。

ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。

(6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。

ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札

(2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札

(3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札

(4) 委任状を持参しない代理人のした入札

(5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札

- (6) 記名、押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (11) その他県において特に指定した事項に違反した入札
- (12) 見積内訳書を提出しない者がした入札
- (13) 見積内訳書の積算価格と入札金額が一致しない（見積内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差が、入札金額が1千万円以下であるときは千円未満、入札金額が1千万円を超えるときは入札金額の1万分の1未満である場合を除く。）入札
- (14) 委託業務実施上不可欠な要素の積算漏れ、根拠の不明な値引きの記載、積算の内訳となる数量・単価が記載されていないなど、見積内訳書が入札金額の根拠資料として不適切な場合の入札

13 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

14 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

15 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取消

することがある。

16 契約条項

契約書（案）による。

17 この入札説明書に疑義がある場合は、入札者はその疑義について入札前において様式7により説明を求めることができる。

18 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 960-8670

住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

機 関 名 福島県保健福祉部地域医療課

電 話 024-521-7915

F A X 024-521-7926

福島県財務規則（抜粋）

別記 1（入札保証金の減免）

第 249 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約締結しているとき。

二 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

三から五まで （略）

2 （略）

別記 2（入札保証金の納付等）

第 251 条 契約権者は、第 249 条第 1 項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の出納機関に納付させなければならない。

2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

別記 3（入札保証金の還付）

第 253 条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することができるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

別記 4（契約保証金の減免）

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

三 （略）

四 施行令第 167 条の 5 第 1 項又は施行令第 167 条の 11 第 2 項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去 2 年間に国（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。第 249 条第 1 項第 2 号において同じ。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

五から十七まで （略）

2 （略）

別記 5（契約保証金の納付等）

第 231 条 契約権者は、第 229 条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の全額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

別記 6（契約保証金の還付）

第 233 条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第 6 章又は第 9 章の規定の例による。

様式1

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

福島県知事

(〒 ー)

住 所

(ふりがな)

商号又は名称

代表者職・氏名

印

電話番号 (ー ー)

FAX番号 (ー ー)

(作成担当者職・氏名)

平成31年1月18日付けで公告ありました「富岡町大玉仮設診療所」撤去業務委託に係る一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり確認申請します。

なお、下記1に掲げる資格要件に全て該当する者であること、また、下記2の添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- (5) 法人税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) とび・土工工事業若しくは解体工事業に係る建設業の許可を受けている者であること。
- (7) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

2 添付書類

- (1) 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税関係）
- (2) 納税証明書（県税関係 福島県税を課税されている者）
- (3) 業務履行実績調書（様式任意）
- (4) とび・土工工事業若しくは解体工事業に係る建設業許可通知又は許可証明書

様式2

一般競争入札参加資格確認通知書

記 号 番 号
平成31年 月 日

様

福島県知事

さきに申請のありました一般競争入札に係る入札参加資格については、下記のとおり確認したのでお知らせします。

記

公 告 日	平成31年1月18日付け公告	
件名及び数量	「富岡町大玉仮設診療所」撤去業務委託 一式	
本公告に係る 入札参加資格 の 有 無	有	
	無	
	入札参加資格がないと認めた理由	

- ※1 入札参加資格がないと通知された方は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができます。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提示を求められますので、開札日に必ず持参してください。

様式3

入 札 書（見積書）

金 額 (税抜)	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

件名及び数量 「富岡町大玉仮設診療所」撤去業務委託 一式

履 行 期 間 平成31年2月5日から平成31年3月29日まで

上記のとおり入札（見積）いたします。

平成31年2月1日

住 所

商号又は名称

代表者職・氏名
(代理人 氏名)

印
印)

福島県知事

注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。

様式 4

「富岡町大玉仮設診療所」撤去業務 見積内訳書

1 本工事費

	数量	単価	金額
(1) 仮設診療所撤去 軽量鉄骨造(ブレース構造)	164.6 m ²	円	円
(2) 診療所基礎撤去			
掘削	15.5 m ³	円	円
埋戻し(在来土)	15.5 m ³	円	円
購入土(良質土)	21.3 m ³	円	円
構造物取壊し工(有筋) 布基礎コンクリート	9.66 m ³	円	円
構造物取壊し工(無筋) 均しコンクリート	2.05 m ³	円	円
敷地整地	164.6 m ²	円	円
再生骨材(骨財)クラッシュラン RC-40 t=100mm	16.5 m ³	円	円
(3) 外部給排水設備等撤去			
排水管撤去・集積 Φ100VU	34m	円	円
汚水枡撤去・集積 Φ150VU	12 個	円	円
雨水枡撤去 Φ350	2 箇所	円	円
雨水管撤去 Φ100VU	11m	円	円
配水管撤去・集積 Φ20VP	74.3m	円	円
配水管撤去・集積 Φ13VP	47.4m	円	円
水栓撤去・集積 PB13mm	21 本	円	円
水道メーター撤去	1 箇所	円	円
配水管キャップ止め Φ20VP	1 箇所	円	円
ガスメーター撤去・集積	1 箇所	円	円
ガス集合装置撤去・集積	1 箇所	円	円
(4) 外部電気設備撤去			
配線撤去(露出)	109m	円	円
配線撤去(外灯設備) 照明器具共用	1 台	円	円
電柱撤去 鋼管ポール 6.3m	3 本	円	円
(5) 重機回送費			
機械運搬費 搬出費	1 回	円	円
(6) 産業廃棄物処理			
産業廃棄物 木くず	13.7 m ³	円	円
産業廃棄物 石膏ボード	3.8 m ³	円	円
産業廃棄物 廃プラスチック	14.5 m ³	円	円
産業廃棄物 ガラス・陶器くず	16.2 m ³	円	円
産業廃棄物 鉄くず(有価物)	10 m ³	円	円
産業廃棄物 鉄くず(非有価物)	0.5 m ³	円	円

産業廃棄物 蛍光灯	5kg	円	円
産業廃棄物 As 殻	1.4 m ³	円	円
産業廃棄物 Co ガラ無筋	2.05 m ³	円	円
産業廃棄物 Co ガラ有筋	14.54 m ³	円	円
産業廃棄物 床暖房循環液 不凍液	0.04t	円	円
産業廃棄物 木くず・廃プラ混合	0.67t	円	円
産業廃棄物 金属・廃プラ混合	0.29t	円	円
(7) 家電等処分費			
エアコン	10 台	円	円
消化器	4 本	円	円
(8) 浄化槽撤去			
舗装版切断工 アスファルト 切断深さ5cm以下	25.7m	円	円
舗装版破碎 AS 厚さ5cm以下	35.3 m ²	円	円
構造物取り壊し工 浄化槽天端コン(有筋)	2.27 m ³	円	円
構造物取り壊し工 浄化槽基礎コン(有筋)	2.61 m ³	円	円
土工 掘削	74.6 m ³	円	円
埋戻し 在来土	74.6 m ³	円	円
購入土 良質土	11.88 m ³	円	円
敷き砂利工 RC-40	35.3 m ³	円	円
再生骨材 RC-40(t=50mm)	1.8 m ³	円	円
浄化槽撤去 35人槽 7m3	1箇所	円	円
(9) 間接経費			
仮囲い	132m	円	円
キャスターゲート	基	円	円
現場事務所	1式	円	円
仮設トイレ	1式	円	円
交通誘導員	人	円	円
工事件名板	1式	円	円

本体価格 小計= 円…①

2 諸経費等 = 円…②

税抜価格 = 円…①+②

- ※1 入札書（見積書）と共に提出すること。
- ※2 本見積書内訳書の記載項目を満たす任意の様式を使用することも可とする。
- ※3 合計欄の額と入札金額が一致すること。
- ※4 値引きの記載は行わないこと。

様式 5

委 任 状

私は下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

平成 3 1 年 2 月 1 日に執行される「富岡町大玉仮設診療所」撤去業務委託の入札及び見積に関する一切の権限。

平成 3 1 年 月 日

福島県知事

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者 職名又は住所

氏 名

印

様式 7

一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書

平成 3 1 年 月 日

入札参加者 住 所
 商号又は名称
 担当者職・氏名
 電 話 番 号 (— —)
 F A X 番 号 (— —)

公 告 日	平成 3 1 年 1 月 1 8 日 付 け 公 告
件名及び数量	「富岡町大玉仮設診療所」撤去業務委託 一式
質問事項	
回答事項	